

声 明

本日最高裁第二小法廷は、公職選挙法・大石事件について、十分な審理を尽くさずに上告を棄却する不当な判決を下した。

大石事件は、我が国の公職選挙法の戸別訪問禁止や文書配布の大幅な制限が、自由な選挙活動を市民の権利として保障している自由権規約（1979年批准）に違反するとの主張を最大の争点とした事件であり、被告・弁護側は、元規約人権委員会委員の証言など新たな多くの証拠を提出し、国際水準に適合する判決を求めて奮闘してきたものである。時あたかも本年は自由権規約にもとづく第5回日本政府報告書審査も控えており、我が国における人権保障の実情は、国際社会にも注目される情勢にあった。

然るに最高裁は、記録受理後わずか100日余で、自由権規約との適合性について理由も述べない棄却判決を下したのであるが、これは誠実に記録を審査したとは到底思えない拙速な手続きであり、公正な裁判を受ける権利を侵害するものとして断固抗議する。また自由権規約との関係について何らの理由も述べていないことは、国際社会に開かれた国家の説明責任を果たさず、法令解釈の先例としての価値もないことを指摘する。

自由な選挙は議会制民主主義の根幹であり、我々は今後も自由な選挙制度の実現に向けて、内外で多方面に活動するものである。

2008年1月28日

豊後高田市議会議員 大石忠昭
公選法・大石事件弁護団
選挙の自由をひろげ大石さんを守る会
日本国民救援会大分県本部
日本国民救援会中央本部